

東海市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

## 東海市規則第15号

### 東海市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

東海市福祉事務所長委任規則（昭和44年東海市規則第22号）の一部を次のように改正する。

本則中「第32条第3項」を「第32条第2項及び第3項」に改める。

本則第2項中第16号を第17号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 第21条の18に定める家庭支援事業の利用の勧奨及び支援並びに家庭支援事業による支援の措置

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、本則の改正規定（「第32条第3項」を「第32条第2項及び第3項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。